

青森県立種差少年自然の家指定管理者募集要項等に関する質問への回答

No.	質問対象	ページ	タイトル	質問内容	回答
1	業務水準書 7 職員の配置基準 (2)研修等担当職員 ②研修担当スタッフ	2	自然体験活動指導者資格について	研修担当スタッフのいずれかが、『自然体験活動指導者資格の例』に記載の各資格を有している（取得する）必要があるか。	研修担当スタッフは、業務水準書に記載のとおり、『自然体験活動に関する指導者資格を1つ以上有し、かつ、自然体験活動の指導経験が1年以上ある者を3名以上配置する』こと、『3名以上の配置が困難な場合は、上記資格を有する者を1名以上配置し、指定管理初年度中に2名以上が資格を取得するよう努める』こととしています。 『自然体験活動指導者資格の例』は、これにより取得することが想定される資格を例示しているものです。
2	業務水準書 6 リスク分担	3	施設の補修について	指定管理者が行う50万円未満の施設の補修について、複数業者から見積書を徴する必要があるか。	指定管理者の経理規定等により執行していただくこととなります。
3	業務水準書 2 主催事業	15, 17	事業の実施回数について	主催事業及び自主事業について、実施回数の指定はあるか。	2-1 種差少年自然の家で開催する主催事業については、業務水準書に記載のとおり、『これまでの実施時期、内容及び回数を基本とすること』としており、一例として、たねさしワールドは、『年6回程度』と記載しています。 2-3 自主事業については、『自主事業を実施する場合は、これまでの実施内容や趣旨を十分に踏まえて事業内容を企画する』としており、回数の目安は示していません。 これらを鑑みて、事業を計画し、応募書類の様式2-1 事業計画書に記載していただくこととなります。